

民・自・維新の考え方と公約比較・・・公務員制度①

	民主党	自民党	日本維新の会
公務員制度改革	<p>➤ 国家公務員制度改革関連4法案を成立させ、公務員の労働基本権を回復して、民間と同様、交渉によって給与を決定する仕組みをつくる。</p> <p>民主党政権の実績(公務員制度等)</p> <p>① 上記に加え、一般職非現業公務員に協約締結権を付与し、消防職員の団結権を付与し、労働基本権の回復をはかる地方公務員制度改革関連2法案を国会に提出。</p> <p>② 共済年金の職域部分の廃止に伴い「年金払い退職給付(仮称)」制度に関わる法案を成立させた。</p>	<p>➤ 憲法改正草案では、「<u>公務員は(団結権・団体交渉権・団体行動権)の権利の全部・又は一部を制限することができる</u>」として、<u>公務員の労働基本権を制約できる規定を盛り込む立場</u>。</p> <p>➤ 評価による処遇と人事を厳格に実行(3年連続「不良」の場合には分限免職処分とする)。</p> <p>➤ 組織の活力を維持・向上させるため、役職定年制や早期希望退職優遇制度等を導入。</p> <p>➤ 専門スタッフ職の拡充等や再任用制度の原則化を推進。再任用制度の拡充を当面の対応措置とし、将来的には65歳まで定年を延長。</p> <p>➤ 地公法の改正を行い、国家公務員と同様に能力・実績主義の徹底などを実施。</p>	<p>➤ <u>公務員の身分保障を廃し、やる気がある高齢者が行政組織で働けるようにする。</u></p> <p>➤ 人事院、総務省人事・恩給局、行政管理局管理官、財務省主計局給与共済課を統合し、内閣人事局を設置する。</p> <p>➤ <u>人事院制度の廃止</u>。省庁横断的な立場の雇用担当大臣を置く。</p> <p>➤ 採用試験の抜本的見直し</p> <p>➤ 管理職の内外公募制、任期付(民間に劣らない給与・処遇)を原則とする等官民の人材流動化を強化、大胆な政治任用制度(次官、局長級幹部の政治任用)</p>
公務員給与	<p>➤ 国家公務員総人件費は、2割削減目標(2009年度対比)を堅持する。すでに1割削減が実現しているが、さらなる1割削減を着実に実施する。</p> <p>民主党政権の実績(人件費)</p> <p>① 国公の臨時給与特例法による給与引き上げを自治体に強制しないこと、地方交付税に反映させないことを政府として決定。</p> <p>② 国公の総人件費2割削減については、2009年衆院選マニフェストで示した数字を根拠としている。そのため、民主党政権発足の2009年度を起点としている。</p>	<p>➤ <u>公務員総人件費を国・地方あわせて2兆円削減</u>。⇒「<u>財政再建のための公務員人件費等の歳出の削減等に係る緊急措置に関する法律案</u>」(仮称)を早期に成立。</p> <p>➤ 退職手当を含む給与体系は、全体を抜本的に見直す。</p> <p>➤ <u>地方公務員の地域における民間賃金と同水準となるような給与の適正化、市場化テストの積極的な活用による公共サービス改革の推進及びそれに伴う組織改廃時の分限免職等による定員削減など、地方行革を推進し、総人件費を削減する。</u></p> <p>➤ 官民格差を是正するため、被用者年金の一元化、共済健康保険と協会けんぽの統合を進める。</p>	<p>➤ <u>大阪府・市の改革(能力、実績主義、職位に見合った給料)を国に広げる。</u></p> <p>➤ <u>官民給与比較手法(総額比較)の抜本的改正、地方公務員も含めた公務員の総人件費削減。</u></p> <p>➤ 年齢・在職年数に拠らない職務給制度。</p> <p>➤ 校長・教頭等の人材確保のための適正な給与、教諭の定期昇給は一定在職年数まで。</p> <p>大阪府・大阪市の状況(人件費)</p> <p>① 給与カット⇒部長級14%、その他管理職11.5%、その他の職員9~3%</p> <p>② 退職手当⇒一律5%カット</p>

	民主党	自民党	日本維新の会
政治活動の公務員の	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし。⇒ 民主党は、地方公務員の政治的行為について、抑制・規制する考えは持っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を附し、一定の政治活動を規制する地方公務員法の改正を行う。 『教育公務員特例法』違反者に罰則規定を設け、教職員組合（日教組等）の選挙活動・強制カンパ等の違法活動を防止。組合の収支報告を義務付け、違法活動団体は人事委員会の登録団体から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・市の職員基本条例、教育関連条例をさらに発展、法制化（罰則強化等）。 公務員労働組合の選挙活動の総点検。 公務員の関係首長選挙活動の制限。 国家公務員制度に合わせて地方公務員制度も抜本的改革。
非常勤・臨時職員	<p>民主党の実績（処遇改善）</p> <ol style="list-style-type: none"> 党内に地方自治体臨時・非常勤職員問題WTを設置。処遇改善のため、短期的な課題への対応として、自治体の非常勤職員の手当を支給可能とする地方自治法改正案をとりまとめた。中期的な課題として、パートタイム労働法の趣旨の適用措置を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし 	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし。
地方分権	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱を着実に実行。 義務付け・枠付けの見直しをさらにすすめる。条例制定基準はできるだけ「参酌基準」とし、条例制定権を拡大。地域自主戦略交付金（一括交付金）を拡充し、さらに使い勝手のよいものにする。 <p>民主党政権の実績（地方交付税、地方分権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 自公政権の「三位一体改革」で削減された地方交付税総額を復元（2010年度約1.1兆円、2011年度約0.5兆円、2012年度約0.1兆円）。 国の自治体に対する関与を縮減するため、義務付け・枠付けの見直しを、2011年4月に42法律を改正、2011年8月には159法律を改正し、自治体の裁量で条例化することが可能になった。 「ひもつき補助金」を段階的に廃止し、一括交付金制度を2011年に創設。2011年度は都道府県を対象に約5120億円を、2012年度は対象を政令指定都市にも拡大し約8329億円を一括交付金化。 国と地方の協議の場を2011年4月に法制化。 	<ul style="list-style-type: none"> 国から地方への権限・財源等の移譲を促進。 地域の経済活性化と雇用増のための交付金制度の創設を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止。 消費税を11%とし、地方税化する。5%と財政調整分としての地方共有税（6%）を創設し、組み合わせる。 条例の上書き権 ⇒ 憲法94条の改正

民・自・維新の考え方と公約比較・・・行政改革／政治改革

	民主党	自民党	日本維新の会
中央省庁改革	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「事業仕分け」を発展させた「行政事業レビュー」を法制化し、毎年度、全府省で実施する。 ▶ 特別会計の数を11会計26勘定に減らす法律を来年の国会で成立させる。 ▶ 独法を65法人に統廃合する。「行政改革実行法」の制定をめざし、公益法人への補助金交付のあり方を見直す。 ▶ 省庁の縦割りを排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、2014年までに「子ども家庭省（仮称）」の設置について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府内の多くの組織に分かれている行革機能を集約した「行政改革推進会議」を設置。1年以内に立案し、3年以内に立法措置を行う。 ▶ 省庁再々編も視野に入れた中央省庁改革を実行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な小さな政府。政府・自治体の予算事業を徹底して民間に開放・新規参入を促す。 ▶ 人事・予算編成権を内閣一元化。各府省の設置法を全て政令化し、内閣による弾力的な省庁再編を可能にする。 ▶ 国の役割を絞り込む（外交・安保、マクロ経済政策等）。<u>国の危機管理機能を強化</u> ⇒国から地方への指示権。 ▶ 外郭団体、特別会計の徹底見直し。 ▶ 無駄な公共事業の復活阻止。 ▶ <u>行政のNPO化、ハウチャー化。</u>
道州制度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方や国民の声を十分に聞きながら、中長期的な視点で道州制を検討。 ▶ 地域主権戦略大綱を着実に実施（大綱では基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付けている）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>「道州制基本法」の早期制定後5年以内の道州制をめざす。</u> ▶ 住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の機能強化をはかる。 ▶ 道府県の特別区制度導入を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中央集権の打破＝内政は地方政府 ▶ <u>中央集権体制から道州制に移行する。</u> 国の役割を絞り込み、地方は自立。 ▶ 都市間競争に対応できる多様な大都市制度＝大阪都構想
政治改革（議員定数削減、選挙制度の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次期通常国会で衆議院の議員定数を75議席削減。参議院の議員定数を40議席程度削減。 ▶ 衆議院の定数削減が実現するまでの間は、歳費削減の幅を拡大し、20%減額とする。 ▶ 企業・団体献金を禁止する。 ▶ 現職国会議員が引退する場合、その親族（三親等以内）が引き続かたちで、同一選挙区から立候補する、いわゆる世襲について、民主党は内規で引き続き禁止する（民主党内規の遵守）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 衆議院議員の定数削減は、3党合意に基づき、選挙制度の抜本的な見直しについて検討し、次期通常国会終了までに結論を得た上で、必要な法改正を行う。 ▶ 憲法改正を前提に、二院制のあり方について検討する。 ▶ 政治資金のより一層の透明性を確保する。<u>労働組合等の政治活動の収支の透明化を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参院抜本改革の第一歩として、<u>自治体首長と参議院議員の兼職禁止規定をなくす。</u> ▶ 議員報酬3割、議員定数を3～5割削減。個人献金を促す制度と企業団体献金の禁止。 ▶ 首相公選制。参議院廃止を視野に入れた衆議院優位の強化 ⇒憲法改正

	民主党	自民党	日本維新の会
原子力発電	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「原発ゼロ」を必ず実現（結論先送りのなし崩し的な原発維持も、実現可能性を無視した即時原発ゼロも無責任）。 ➢ 3つの原則で「原発ゼロ社会」を実現する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 40年運転制限を厳格に適用する ② 原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする ③ 原発の新設・増設は行わない ➢ 3つの原則を厳格に適用する中で、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入。 ➢ 原発立地地域には十分配慮して、経済、雇用が安定的に維持できるような措置を講じる。 ➢ 立地自治体の構造転換を支援するため、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>原発の再稼働の可否は、順次判断し、全ての原発について3年以内の結論をめざす。安全性については、原子力規制委員会の専門的判断に委ねる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 先進国をリードする脱原発依存体制構築。 ➢ 安全規制や使用済み燃料の総量規制など脱原発依存メカニズム、廃炉や東京電力の破綻処理など過渡期マネジメント、発送電分離や再生エネルギーなどの出口戦略によって、結果として既設原子炉による原子力発電は2030年代までにフェードアウトする。 ※ <u>ただし、これらは「公約ではない」とし、実質的に「脱原発は見送り」</u>
エネルギー政策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大規模集中型のエネルギー提供体制から、地産地消の分散型エネルギー社会への転換を進め、電源供給の安全性、多様性を高めるとともに、新たな産業の創出、地域の活力再生へ繋げる。 ➢ 再エネ・省エネの類型別（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋、スマート化、燃料電池、蓄電池）に強力な開発・普及支援を行う。 ➢ グリーン（環境・エネルギー分野）を我が国の主要な産業へと育成し、海外の巨大市場の需要を取り込む。これによって再エネ・省エネ産業における雇用を拡大する。 ➢ 発送電分離について検討を進め、発電分野、小売分野などの自由化を断行。その際、電力の安定供給を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ いかなる事態・状況においても社会・経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期す。 ➢ 全てのエネルギーの可能性を徹底的に掘り起こし、社会・経済活動を維持するための電力を確実に確保するとともに、原子力に依存しなくてもよい経済・社会構造の確立をめざす。 ➢ 当面の最優先課題として、3年間、再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進を図る。中長期エネルギー政策として、将来の国民生活に責任の持てるエネルギー戦略の確立に向け、判断の先送りは避けつつ、遅くとも10年以内には将来にわたって持続可能な「電源構成のベストミックス」を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電力市場の自由化。発送電分離。 ➢ 自然エネルギーをフル活用する国へ。 ➢ 最小エネルギーで最大のパフォーマンスを上げる先進国最先端モデルの国をめざす。

	民主党	自民党	日本維新の会
憲法・安全保障	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 専守防衛の原則に立ち、動的防衛力の強化、南西重視をはじめ、民主党政権下で策定した防衛大綱にもとづいて精強な防衛力を着実に整備。 ➢ 海上保安庁を中心にした警戒監視や警備体制を拡充・強化。 ➢ 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施する。抑止力の維持を図りつつ、約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を促進するなど、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげる。民主党政権下で進めてきた日米地位協定の運用改善をさらに進める努力を行う。 ➢ 核兵器のない世界実現に向けて努力。 ➢ 重要性を増すアジア太平洋諸国との関係を大局的見地から強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>憲法改正により自衛隊を国防軍として位置づけ。</u>⇒ 平和主義は継承しつつ、自衛権の発動を妨げないこと、国防軍を保持することを、憲法に明記。 ➢ <u>武力攻撃や大規模事前災害に対応した「緊急事態条項」を憲法に新設。</u> ➢ <u>集団的自衛権の行使を可能とし、「国家安全保障基本法」を制定する。</u> ➢ 防衛省、海上保安庁等の予算拡充。 ➢ 統合運用を進め、自衛官と文官の混合組織への改編、部隊運用組織の統合など防衛省改革を推進する。 ➢ 在日米軍再編を進める中で、抑止力の維持を図るとともに、沖縄をはじめとする地元負担軽減を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>自主憲法の制定。</u>⇒ ①首相公選制、参議院廃止、②憲法94条改正＝地方の条例制定権の自立・上書き権、③憲法9条を変えるか否かの国民投票（※船中八策での記載） ➢ <u>実効支配力を強化。バランス・オブ・パワー戦略に基づき防衛力を整備。「実質的な」防衛費GDP 1%枠を撤廃。</u> ➢ <u>集団的自衛権の行使や領海統治などを定める国家安全保障基本法を整備。</u> ➢ 海上保安庁の警備力を強化、自衛隊の武器使用基準の見直し。 ➢ 相互依存戦略に基づく外交・安保。<u>相互依存戦略の観点から日本の核燃料サイクル技術・武器技術の位置付けを検討。</u> ➢ 日本全体で沖縄負担の軽減を図るさらなるロードマップの作成。 ➢ <u>安全保障上の視点からの外国人規制。</u>
TPP	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アジア太平洋自由貿易圏の実現をめざし、その道筋となっている環太平洋パートナーシップ、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携を同時並行的に進め、政府が判断する。その際、国益の確保を大前提とするとともに、日本の農業、食の安全、国民皆保険などは必ず守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「<u>聖域なき関税撤廃</u>」を前提にする限り、TPP交渉参加に反対。 ➢ 「<u>教育再生実行本部</u>」の提言を、改正教育基本法に沿って着実に実行し、子供の「<u>教育を受ける権利</u>」を守るため、大人が責任を果たす。教育基本法の理念に基づいた「<u>人間力</u>」「<u>基礎学力</u>」の向上に努める。 ➢ <u>教科書検定基準を抜本的に改善し、近隣諸国条項も見直す。</u> ➢ <u>教員の政治的中立を徹底するなど、適切な教育内容を確保し、教職員組合の適正化を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ FTA拡大。TPP交渉参加、ただし国益に反する場合は反対。自由貿易圏を拡大。 ➢ 自立する国家、自立する地域を担う自立する個人を育てる。悪しき平等・画一主義から脱却し、個人の能力を真に伸ばす教育へ。 ➢ 公立学校長の権限の拡大・強化、校長公募など、学校マネジメントの確立 ➢ <u>大阪府・市の教育関連条例をさらに発展、法制化。教職員労働組合活動の総点検。</u>
教育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会全体で子どもの育ちを支援。子どもたちの命を守り、教育の質を高める。 ➢ 教職員の数を増やし、少人数学級を着実に推進。 ➢ 学校における職業教育やカウンセラーによる進路指導（若年者雇用促進）。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>教科書検定基準を抜本的に改善し、近隣諸国条項も見直す。</u> ➢ <u>教員の政治的中立を徹底するなど、適切な教育内容を確保し、教職員組合の適正化を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公立学校長の権限の拡大・強化、校長公募など、学校マネジメントの確立 ➢ <u>大阪府・市の教育関連条例をさらに発展、法制化。教職員労働組合活動の総点検。</u>

	民主党	自民党	日本維新の会
経済対策	<p>▶ 2014年度のデフレ脱却をめざす。デフレ脱却、経済活性化の観点から切れ目のない経済対策を講じることとし、2013年冒頭にパッケージとしての経済対策実施の大規模な補正予算を編成する。</p> <p>▶ 2020年度までの平均で、名目成長率3%程度、実質成長率2%程度の経済成長をめざす。</p> <p>▶ 過度の円高、為替相場の急激な変動に対しては断固たる措置を講じる。</p> <p>▶ 医療・介護分野の研究開発体制を強化し、成長産業に育成する。</p> <p>▶ 農林漁業を6次産業へ転換し、2015年度までに3兆円産業に育成。現在予算事業として行われている農家への戸別所得補償を法律にもとづく安定した制度とすることで、食料自給率50%をめざす。</p> <p>▶ 地産地消の分散型エネルギー社会への転換をすすめ、新たな産業の創出、地域の活力再生へ繋げる。</p> <p>▶ 経済政策の最大の目的が雇用の維持・拡大であることを明確にし、グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（医療・介護分野）などの成長分野での産業育成をすすめ、2020年までに400万人以上の新規雇用を生み出す。</p> <p>▶ 我が国産業・雇用の基盤である中小企業をしっかりと支援する（中小企業の資金繰りを支援、中小企業支援税制を強化・改善）</p> <p>民主党政権の実績（経済関連）</p> <p>① 有効求人倍率が0.45倍（2009年9月）から0.84倍（2012年9月）に回復。完全失業率も5.4%から4.2%に低下。</p> <p>② 倒産件数は7736件（2009年度上半期）から、22%減少し6051件（2012年度上半期）に。</p> <p>③ 税収は37.4兆円（平成22年度予算）から、15%アップし、42.9兆円（平成24年度）に。</p>	<p>▶ 新政権発足後、「第1弾緊急経済対策」を断行し、本格的な大型補正予算と新年度補正予算とを合わせ、切れ目のない経済対策を実行。</p> <p>▶ 「<u>国土強靱化基本法</u>」の制定。<u>国土強靱化の取り組みを地域経済の中長期的発展の呼び水とする</u>とともに、雇用を創出する。⇒<u>100兆円の公共事業</u></p> <p>▶ 名目3%以上の経済成長を達成。</p> <p>▶ 明確な物価目標（2%）を設定。その達成に向け、<u>日銀法の改正も視野に大胆な金融緩和</u>を行う。</p> <p>▶ 「日本経済再生本部」を新たな司令塔に「失われた国民所得50兆円奪還プロジェクト」を展開し、「縮小均衡の分配政策」から「成長による富の創出」へ転換を図る。</p> <p>▶ 日本経済再生本部に「産業競争力会議」を設置し、成長産業の育成に向けたターゲットポリシーを推進。</p> <p>▶ 国際比較した上で規制（基準）などの制度的障害は3年以内に撤廃する「国際先端テスト」を導入。</p> <p>▶ 中小企業予算を倍増。中小企業の資金繰りをサポート、創業や事業承継を応援する税制を実現。</p> <p>▶ <u>法人税の大胆な引き下げ</u>を行う。</p> <p>▶ 競争力ある「攻めの農水産業」を展開。大幅に削減された農林水産予算を復活させる。戸別所得補償から農地を維持する支援策へ、振替拡充を行う。</p>	<p>▶ 公共工事拡大路線とは異なる経済成長をめざす（名目成長率3%以上、物価上昇率2%）＝競争力強化路線。</p> <p>▶ 政府と日銀の間で物価安定目標に関するアコード（政策協定）を締結。<u>日銀法を改正し、政府と日銀の役割分担・責任の所在を明確化</u>。</p> <p>▶ <u>法人税減税、再投資税額控除制度を導入し、企業の国際競争力を確保</u>。所得税減税で働き盛り世代の負担軽減、消費活発化を促す。</p> <p>▶ <u>農業、医療・福祉、保育の成長産業化。新規参入規制の撤廃、規制緩和</u>。</p> <p>▶ 競争での「敗者」の受け皿整備。破産法制を大幅に見直し、経営者責任の明確化、債務カットを促進。⇒再チャレンジ可能な社会</p> <p>▶ <u>農業…戸別所得補償制度の対象を専業農家に限定</u>。「農協から農家のための農業政策」農協法改正、競争原理導入。</p>

	民主党	自民党	日本維新の会
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ グリーンエネルギー革命により140万人以上に働く場を提供。医療・介護分野でさらに280万人以上の働く場をつくる。 ➤ 働くことを軸とする安心社会を実現する。 ➤ 公平・公正なワークルールのもと、雇用の安定を図り、世帯の可処分所得の向上をめざす。雇用のあるべき原則などを定める「基本法」の整備に取り組む。 ➤ 職業教育やカウンセラーによる進路指導、ハローワークでの職業相談など就労支援をさらに拡充し、若年者雇用を促進。 ➤ 能力開発の充実や均等・均衡処遇の確保など非正規雇用にかかわる問題に引き続き取り組む。 ➤ 障がい者雇用を広げる。 ➤ 政労使の合意を踏まえ、最低賃金について早期の引き上げを図る。引き上げに際して、中小企業への支援を行う。 ➤ 女性の活躍機会を拡大し、あらゆる分野でより一層の男女共同参画社会の実現を図る。 ➤ 働く人が安全・健康に働ける職場環境を確保する。病気で休業、退職しても職場復帰し、生き生きと働き続けられるための支援策を進める。 ➤ 介護労働者の賃金をさらに引き上げ、介護労働者の確保に努める。 ➤ 公共事業の請負など国や自治体との契約で働く際の労働条件の適正化に向けて、法制化。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の経済活性化と雇用増のための交付金制度の創設を検討。 ➤ 若者の就職支援により、労働力の流動化など健全な競争により人材が適切に配置される「適材適所社会」をめざす。10%前後の若年層の失業率を半減させることをめざす。 ➤ 就業につながるマッチングシステムを確立。 ➤ 労働者派遣制度の活用によるスキルアップやキャリア形成を行うなど再就職、転職支援の制度や仕組みを設けることにより、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シフトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図る。 ➤ 同一価値労働・同一賃金を前提に均等待遇をめざし、非正規労働者の処遇を改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働市場を流動化させる。 ⇒衰退産業から成長産業への人材移動を支援。 ➤ 同一労働同一条件の徹底。女性労働力の徹底活用。 ⇒正規雇用・非正規雇用の格差是正。 ➤ <u>解雇規制を緩和し、最低賃金制を廃止。給付付き税額控除など負の所得税の考え方で一定所得を保障。</u> ➤ 高齢者・女性労働力の活用＝高齢者雇用率・女性雇用率の設定＝ペナルティよりも減税などのインセンティブで誘導。<u>再雇用の義務化よりも、高齢者雇用率の設定。</u> ➤ 雇用調整助成金制度及び中小企業円滑化法の見直し。 ⇒ニーズのない雇用を税で無理やり創出ししない。 ➤ 高齢者雇用の創出。 ⇒<u>公務員の身分保障をなくし、民間の高齢者が行政組織で働くチャンスを広げる。</u>
	<p>民主党政権の実績(雇用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3年間で、医療・福祉分野の労働者が約85万人増加。 ② 中小企業予算を倍増させた。 ③ 教育、医療・介護で雇用者増 教育・学習支援業 2009年9月 255万人⇒2012年9月 278万人 23万人増 医療・福祉 2009年9月 596万人⇒2012年9月 681万人 85万人増 		

民・自・維新の考え方と公約比較・・・社会保障①(社会保障の基本／年金)

	民主党	自民党	日本維新の会
社会保障の基本	<ul style="list-style-type: none"> 相互に助け合う「共生社会」をめざす。 子育て、医療、年金、介護について、すべての世代が支え合い、将来に対する安心を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自助」「自立」を第一に、「共助」「公助」を組み合わせ、弱い立場の人には、しっかりと援助の手を差し伸べる。 人生100年を見据え、高齢者の雇用機会や活躍の場をつくり、生涯現役社会を実現。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税で社会保障を賄うのは不可能。 社会保険としての受益と負担を均衡させる。その上で、税金投入は低所得層の負担軽減、最低生活保障目的に限定 ⇒保険料低減 高齢者向け給付の適正化 ⇒高齢者雇用の創出を図った上で年金の支給開始年齢の段階的引き上げ、医療費自己負担割合を一律化 ⇒年齢で負担割合に差を設けるのではなく、所得に応じて負担割合に差をつける。低所得者に対してのみ負担軽減。
年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給資格期間を25年間から10年間に短縮。 低年金者、障がい者に対して年金に加えて給付金を支給（給付金の基本額＝5千円、対象者＝約790万人）。 公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設を中心とする民主党の年金制度改革案を、社会保障制度改革国民会議の議論を経た上で、実現をめざす。 歳入庁設置に向けた準備を行うための新たな組織を2015年度に設置し、マイナンバーの利用を2016年度に開始する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>民主党政権の実績(年金)</p> <p>①「消えた年金」5000万件の解決に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2860万件の記録を解明 ・1671万件を統合 ・1.7兆円の年金給付額を回復(回復により年金額の増えた人は少なくとものべ199万人) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 保険料を納付した者に年金を支給することを原則に、官民格差を是正する被用者年金の一元化、受給資格要件の緩和(25年から10年に短縮)、年金受給時期選択の弾力化など必要な見直しを行う。 低年金者対策として、年金制度とは別途に、福祉的給付などの対策を実施。 社会保障番号制度を早期に導入し、年金をはじめ社会保障サービスの信頼性と透明性、効率性を向上。 パート等非正規雇用者への被用者保険(医療、介護を含む)の対象拡大については、今後とも雇用や経営に対する影響を踏まえつつ検討。 社会保障国民会議での審議結果を踏まえ、必要な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度を賦課方式から積み立て方式へ移行。 公的年金制度において、世代別勘定区分を設置 ⇒同一世代の勘定区分内で一生涯を通じた受益と負担をバランスさせる。 平均余命を勘案し、年金制度の再構築 ⇒ 高齢者雇用の創出(⇒公務員の身分保障をなくし、民間の高齢者が行政組織で働くチャンスを広げる) 所得税課税、社会保険料の不足がある場合、死亡時精算としての年金目的の特別相続税を創設。 年金と医療で高齢者への給付抑制。 年金の支給開始年齢を段階的に引き上げ。平均余命を勘案し年金制度を再構築する。 国民総背番号制、歳入庁の創設。

	民主党	自民党	日本維新の会						
医療	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民健康保険料の5割軽減、2割軽減の対象者を拡大（対象者：約400万人）。 ▶ 在宅医療・介護を充実。 ▶ 救急・産科・小児科・外科など地域の医師不足、看護師不足対策に引き続き取り組み、質の高い入院医療が受けられるようにする。 ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者にかかる国保の財政運営は都道府県が実施する。 ▶ 医療保険制度全体の安定的な運営のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化など医療保険の一元的運用を進める。 ▶ 高額療養費制度に関し、治療が長期にわたる患者の負担軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 後発医療品の使用拡大、二重診療（過剰投与）の抑制、給食給付の原則自己負担化など保険給付の対象となる療養範囲の適正化。 ▶ 共済健保と協会けんぽの統合、被用者保険の料率の平準化。 ▶ 被用者保険の標準報酬月額の見直し、国民健康保険の算定の方法の見直し。 ▶ 高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、消費税を中心に所要の財源確保を前提に、公費負担の増加。 ▶ 処遇改善などを通じて、医師、看護師等の人材などの医療資源を確保するとともに、その適正配分を図り、地域で必要な医療を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 診療報酬点数の決定を市場に委ねる制度に。 ▶ 公的保険の範囲を見直し、混合診療の解禁。 ▶ 医療保険の一元化。 ▶ 高コスト体質、補助金依存体質の改善。 ▶ 公的医療保険給付の重症患者への重点化（軽症患者の自己負担増）。 						
介護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低所得の高齢者の介護保険料を約3割軽減（対象者：65歳以上の高齢者の約3割が対象）。 ▶ 在宅医療・介護を充実。 ▶ かかりつけ医と訪問看護など医療と介護の連携の推進、安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、在宅医療・介護の提供体制を整備する。特に認知症の人とその家族への支援を充実する。 ▶ 持続可能な介護保険制度を確立し、報酬改定などにより、介護労働者の賃金をさらに引き上げ、介護労働者の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護サービスへのニーズが急激に増大する中で、現在の介護制度は財政的に危機的状況にある。従事者の処遇改善や研修等の支援による介護サービスの質の向上や効率化・重点化に加え、所要の財源確保を前提とした公費負担の引上げ等により、保険料負担の増大を抑制しつつ、真に必要な介護サービスを確保する。 ▶ 公的仕組みでは十分に対応できないニーズ等に応える多様なサービスを民間保険の活用を含め支援。 							
<p>民主党政権の実績(医療)</p> <table border="0"> <tr> <td>① 医師数の増加</td> <td>② 公立病院の経営黒字化</td> </tr> <tr> <td>2008年 286,699人</td> <td>2009年 黒字の病院 41.4%</td> </tr> <tr> <td>2010年 295,049人 8,350人増</td> <td>2010年 黒字の病院 53.6%</td> </tr> </table>				① 医師数の増加	② 公立病院の経営黒字化	2008年 286,699人	2009年 黒字の病院 41.4%	2010年 295,049人 8,350人増	2010年 黒字の病院 53.6%
① 医師数の増加	② 公立病院の経営黒字化								
2008年 286,699人	2009年 黒字の病院 41.4%								
2010年 295,049人 8,350人増	2010年 黒字の病院 53.6%								

	民主党	自民党	日本維新の会
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不妊治療に関する支援をさらに充実させる。 ▶ 子育て支援策の予算を増額。 ▶ 3歳未満児の保育所などの利用者を86万人(2012年度)から122万人(2017年度)に増やす。児童クラブの定員を85万人(2012年度)から129万人(2017年度)に増やす。 ▶ 幼保連携型認定子ども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施する。 ▶ 2014年度までに「子ども家庭省(仮称)」について結論を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 待機児童解消のため、処遇改善などによる保育士の確保をはじめ即効性のある対策を講じる。 ▶ 年少扶養控除を復活させる(社会の基本は「自助」にあり、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければならないとの観点から)。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育バウチャー制度の導入。 ▶ 新規参入規制の撤廃、規制緩和。
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「生活支援戦略」により生活困窮者に対する生活支援を充実する。 ▶ 自立のための就労支援を充実させ、真に支援が必要な人には適切に生活保護認定を行う。国や地方自治体の調査権限を強化するなど不正受給を防止する仕組みを再構築。現在行われていない受給要件の再確認を一定期間ごとに行い、また不正受給への罰則を強化する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>民主党政権の実績(子育て支援)</p> <p>① 保育所定数が大幅に増加 / 2009年:前年比1.1万人増⇒2010年:2.6万人増⇒2011年:4.7万人増⇒2012年:5万人増で224万人に</p> <p>② 高校無償化 / 2010年4月から公立高校の授業料徴収を廃止。私立高校授業料は、年間11万8800円を助成し、低所得世帯の助成額は1.5倍から2倍に引上げ。経済的理由による高校中退者が52%減少。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 急激に肥大した生活保護の見直し(国費ベース8000億円)、大幅な歳出削減を図る。 ▶ <u>生活保護法を抜本改正し、不公正なバラマキを阻止。不正受給者には厳格に対処。</u> ▶ 高齢者も含め、就労困難者と就労可能者について別途の仕組みを検討する。 ▶ 「手当より仕事」を基本とした自立・就労促進、生活保護(給付水準の1割カット)・医療扶助費の適正化、自治体における現金給付と現物給付の選択的实施など抜本的な見直しを行う。 ▶ ケースワーカーの民間委託の推進や成功報酬制の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護世帯と低所得世帯の不公平の是正。 ▶ <u>努力に応じた、現物支給(バウチャー)中心の、最低生活保障補償制度を創設。</u> ▶ 有期制(一定期間で再審査)。受給認定は国の責任で。 ▶ <u>医療扶助の自己負担制の導入、被保護者を担当する登録医制度。</u>